

第6編 公共交通等事故編

| | |
|--|-------------|
| 第 6 編 公共交通等事故編 | 6-1 |
| 第 1 部 公共交通等事故対策 | 6-1 |
| 第 1 章 海上事故災害対策 | 6-1 |
| 第 1 節 基本方針 | 6-1 |
| 第 2 節 予防計画 | 6-1 |
| 1. 各種予防対策..... | 6-1 |
| 第 3 節 応急対策計画 | 6-2 |
| 1. 応急活動体制..... | 6-2 |
| 2. 情報の収集伝達..... | 6-2 |
| 3. 応急活動体制..... | 6-2 |
| 4. 関係機関の体制..... | 6-3 |
| 5. 各種活動..... | 6-3 |
| 6. 応援体制..... | 6-5 |
| 第 2 章 航空機事故災害対策 | 6-6 |
| 第 1 節 基本方針 | 6-6 |
| 第 2 節 予防計画 | 6-6 |
| 1. 情報の収集・連絡体制の整備..... | 6-6 |
| 2. 協力・応援体制の整備..... | 6-6 |
| 3. 消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄..... | 6-6 |
| 4. 防災訓練..... | 6-6 |
| 第 3 節 応急対策計画 | 6-7 |
| 1. 応急活動体制..... | 6-7 |
| 2. 情報の収集..... | 6-7 |
| 3. 応急対策..... | 6-8 |
| 4. 応援体制..... | 6-11 |
| 5. 現地災害対策本部の設置..... | 6-12 |
| 第 3 章 鉄道事故災害対策 | 6-13 |
| 第 1 節 基本方針 | 6-13 |
| 第 2 節 予防計画 | 6-13 |

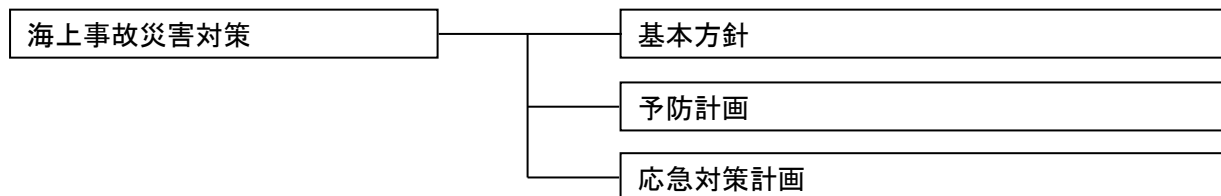
| | |
|--|-------------|
| 1. 事業所による予防計画 | 6-13 |
| 2. 行政等による予防計画 | 6-13 |
| 第 3 節 応急・復旧対策計画..... | 6-14 |
| 1. 応急活動体制 | 6-14 |
| 2. 情報収集・伝達体制..... | 6-14 |
| 3. 相互協力・派遣要請計画..... | 6-15 |
| 4. 消防活動 | 6-15 |
| 5. 救助・救急計画..... | 6-15 |
| 6. 交通規制 | 6-15 |
| 7. 避難計画 | 6-15 |
| 8. 東日本旅客鉄道（株）千葉支社による応急・復旧対策..... | 6-15 |
| 第 4 章 道路事故災害対策 | 6-17 |
| 第 1 節 基本方針..... | 6-17 |
| 第 2 節 予防計画..... | 6-17 |
| 1. 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画..... | 6-17 |
| 2. 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画.. | 6-18 |
| 第 3 節 応急対策計画 | 6-19 |
| 1. 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画..... | 6-19 |
| 2. 応急活動 | 6-19 |
| 3. 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画.. | 6-20 |

第1部 公共交通等事故対策

第1章 海上事故災害対策

実施体制〔総務企画課、県、警察署、消防本部、消防団、海上保安庁、自衛隊〕

＜施策の体系＞



第1節 基本方針

本町周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、または生ずる恐れのある事態であつて、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

本章の対象となる災害は、次のとおりである。

- (ア) 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの。
- (イ) 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの。
- (ウ) なお、油等の流出事故については「第5編 大規模災害等編—第4章 油等海上流出災害対策」(p5-28)の定めるところによる。

第2節 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、または被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

1. 各種予防対策

(1) 航行船舶の安全確保

- (ア) 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。
- (イ) 町は、保田漁業協同組合、勝山漁業協同組合と連携し、海事関係者等に対し海難防止思想の普及に努める。

(2) 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は、船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

第3節 応急対策計画

海上災害の発生時、または災害の発生が予想される場合、被害の軽減を図るため、関係機関は早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期する。

1. 応急活動体制

町は、海上事故に際して、県、国及び関連する防災関係機関と緊密に連携し、必要に応じて災害対策本部を設置する。

町における災害対策本部等の配備基準は次の通りである。

(1) 情報収集体制

海上事故により被害が発生または発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部

海上事故により重大な被害が発生した場合で、町長が必要と認めたとき

2. 情報の収集伝達

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。関係機関は、次のルートにより情報の受伝達を緊急に行う。

県は、漁業無線通信系を利用した海上事故の通報等の応急通信、並びに漁船、県所属船舶からの事故に係る情報の収集を実施する。

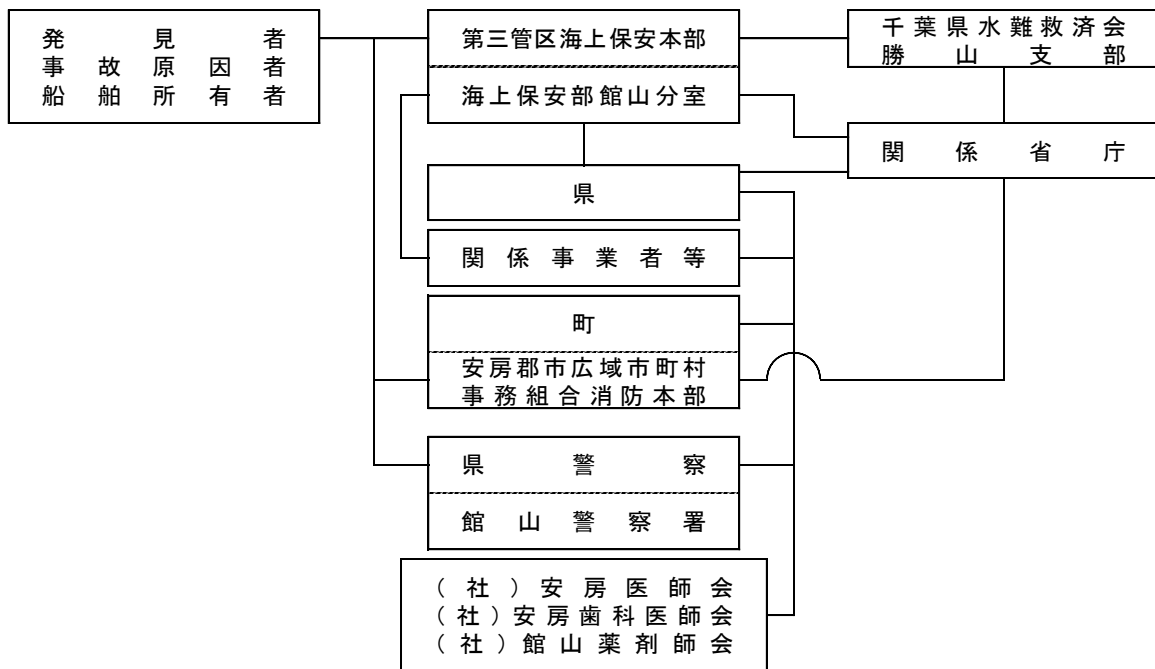


図 1.1.1 海上事故時の情報連絡体制の整備

3. 応急活動体制

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して対応に努める。一次的に対応をする関係機関、及び主な対応は次のとおりである。

表 1.1.1 関係機関の初動体制

| 機関名 | 主な対応 |
|------------|-----------------------------------|
| 船舶所有者等 | 消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供 |
| 第三管区海上保安本部 | 捜索、救助、救急、消火、関係機関との連絡調整、事故原因の調査・広報 |
| 消防本部・消防団 | 捜索、消火、救難、救助、救急、搬送 |
| 警察本部 | 捜索、救難、救助、警戒線の設定 |
| 町 | 避難指示等、他団体への応援要請、町民への広報 |
| 県 | 関係機関との連絡調整 |
| 医療機関 | 負傷者等の応急医療、救護等 |

4. 関係機関の体制

(1) 県の体制

海難が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 町の体制

海難が発生し、または発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関の体制

関係機関の長は、海難が発生し、または発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

5. 各種活動

第三管区海上保安本部を始め関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。

(1) 捜索

関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行う。

(2) 消火

第三管区海上保安本部は、船舶等の火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、消防機関と連携し対処する。

(3) 救助・救急

町は遭難船舶を認知した場合、海上保安部館山分室及び警察本部に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

(4) 医療救護

町は、医療機関（（社）安房医師会）等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。

また、町は、医療機関の協力を得て応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

(5) 搬送

消防本部及び消防団が中心となって応急措置後の負傷者を、医療機関に搬送する。

(6) 遺体の収容

原則として町は、遺体一時保存所、検案場所を設置し、収容する。遺体の処理については、「第2編 第2部 第19章 行方不明者対策及び遺体収容計画」に基づき次の通りとする。

町が遺体を処理する場合は、次の通りである。

① 町が遺体を処理する場合

以下の場合、町が遺体を処理することができる。

(ア) 災害による社会混乱のため遺族等が遺体の処理を行うことができない場合。

(イ) 災害救助法適用市町村以外の市町村に漂着した場合。

(ウ) 遺体取り扱い規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第299条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の遺体検視（見分）終了後、警察当局から遺族または市町村等の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合。

② 遺体の安置

大規模災害の発生に備えて、町は体育館、倉庫等の施設から遺体安置場所を選定し、管理者と遺体安置場所としての使用についてあらかじめ協定を結んでおく。

③ 遺体の処理内容

遺体処理の内容は以下の通りとする。

(ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理。

(イ) 遺体の一時保存。

(ウ) 災害対策本部長は、死体処理票（資料編：資料第52）を作成の上で、納棺し名及び番号を記載した氏名札を棺に貼付する。

(エ) 検案。

④ 限度額

遺体処理に関する費用の限度額は以下の通りとする。

(ア) 3.の（ア）による処理に要する費用は、遺体一体あたり3,500円以内（災害救助法令和3年度基準）とする。

(イ) 3.の（イ）による処理に要する費用は、既存建物を利用する場合は当該施設等の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり3.3㎡範囲内で3.3㎡につき5,400円以内（災害救助法令和3年度基準）とする。

(ウ) 3.の（ウ）による処理に要する費用は、救護班によれない場合に限り、当該地域の慣行料金の額以内とする。

⑤ 遺体処理期間

災発の日から10日以内とする。

(7) 応援要請

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

(8) 緊急輸送

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

(9) 広報

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

6. 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は、相互に協力し、応援体制を整える。

なお、各機関の応援事項は次の事項を目安として、臨機応変に対応する。

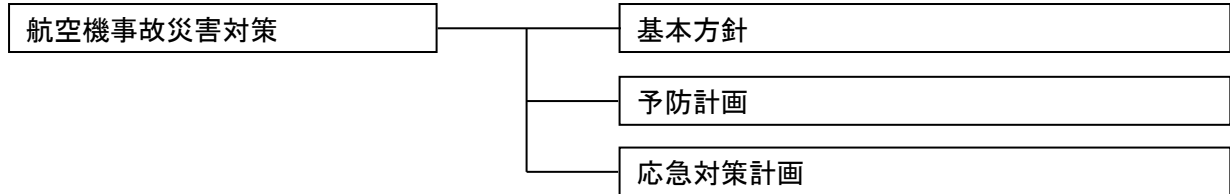
表 1.1.2 関係機関の初動体制

| 機関名 | 役割 |
|----------------|---|
| 発災地以外の市町村、消防機関 | 人員及び物資の派遣及び調達 |
| 県 | 人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請 |
| 総務省消防庁 | 応援都道府県間の調整 |
| 発災地以外の医療機関 | 人材及び物資の派遣及び調達 |
| 国土交通省(海上保安庁) | 自衛隊への派遣要請 |
| 原因者以外の船舶事業者 | 人員及び物資の派遣及び調達 |
| 水難救済会、その他関係諸団体 | 人員及び物資の派遣及び調達 |

第2章 航空機事故災害対策

実施体制〔各課、県、警察署、消防本部、消防団、自衛隊〕

<施策の体系>



第1節 基本方針

本章では、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、または発生する恐れがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定める。

なお、県内には成田国際空港がある他、町内は東京国際空港（羽田空港）に離着陸する旅客機の経路上に位置する。また、周辺地域は陸上自衛隊木更津駐屯地や航空自衛隊木更津基地、海上自衛隊館山航空基地等もあるため、民間機及び自衛隊機の事故を対象とする。

第2節 予防計画

1. 情報の収集・連絡体制の整備

関係機関はそれぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

2. 協力・応援体制の整備

関係機関は相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

3. 消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄

関係機関は発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

4. 防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努める。

第3節 応急対策計画

航空機災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

1. 応急活動体制

航空機事故が発生、または発生しようとしている場合、速やかに初動体制を確立し、被災状況に応じて応急活動体制を構築するものとする。応急活動体制の構築にあたっては、情報収集や関係機関との連携を考慮した班編成となるように留意する。

町における災害対策本部等の配備基準は次の通りである。

(1) 情報収集体制

航空機事故により被害が発生または発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部

航空機事故により重大な被害が発生した場合で、町長が必要と認めたとき

2. 情報の収集

初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

(1) 発生地点が明確な場合

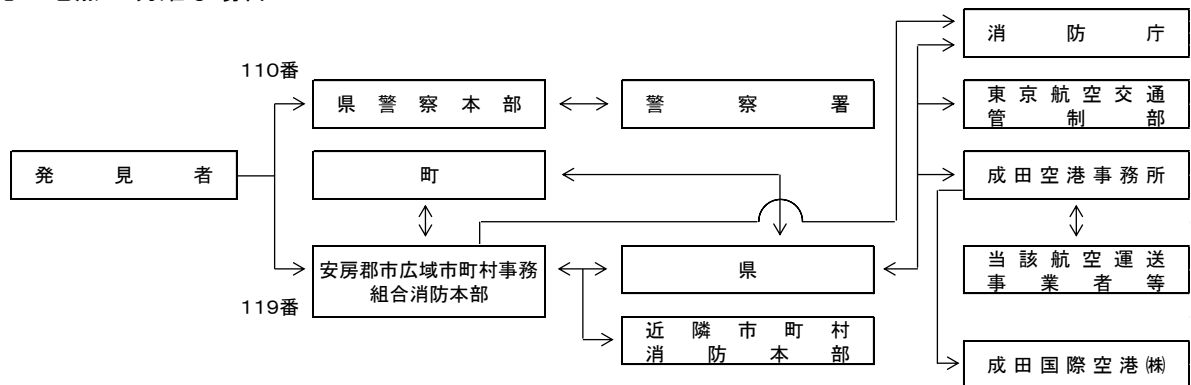
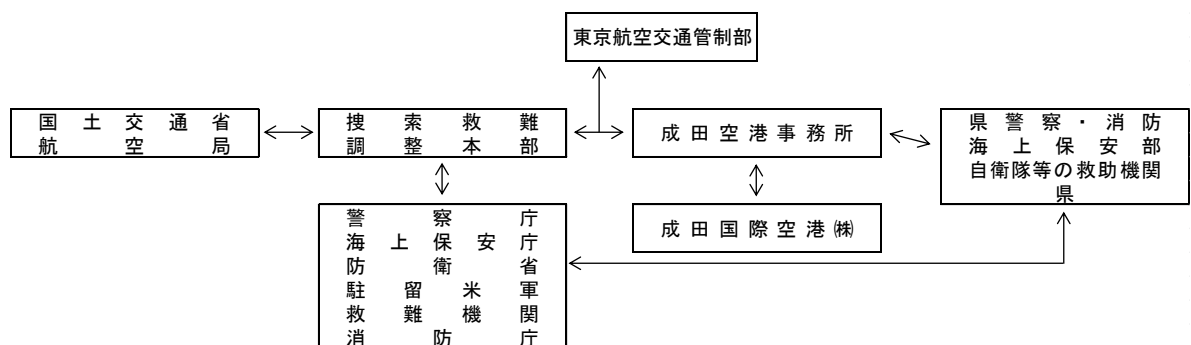


図 1.2.1 情報の受伝達(明確な場合)

(2) 発生地点が不明確な場合 (遭難機の搜索)



(注) 搜索救難調整本部は、通常、東京空港事務所(羽田)に設けられる。

図 1.2.2 情報の受伝達(不明確な場合)

(3) 自衛隊機

自衛隊機の事故を目撃したものはすぐさま警察及び消防に通報するとともに、町は、自衛隊、警察、消防等の関係機関からの情報収集に努める。

3. 応急対策

関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

(1) 捜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。防衛省、警察庁、消防庁及び海上保安庁がこれに協力する。

(2) 消防活動

① 民間機

表 1.2.1 民間機の場合の消防活動

| 種 類 | 機 関 名 |
|------|---------------|
| 実施機関 | 町、消防本部 |
| 協力機関 | 近隣市町消防機関、警察本部 |

② 自衛隊機

表 1.2.2 自衛隊機の場合の消防活動

| 種 類 | 機 関 名 |
|------|-----------------------|
| 実施機関 | 自衛隊、消防本部 |
| 協力機関 | 町、消防団、警察本部、周辺市町村の消防機関 |

③ 実施内容

(ア) 航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

(イ) 航空機災害に係る火災が発生した場合、町及び消防本部の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

(ウ) 災害の規模等が大きく、単独の消防本部では対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求める。

(3) 救出救護活動

① 救助救護活動

表 1.2.3 救助救護活動の機関

| 種 類 | 機 関 名 |
|------|---|
| 実施機関 | 当該航空運送事業者、町、消防本部、警察本部、県 |
| 協力機関 | 日本赤十字社千葉県支部、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県柔道整復師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、被災の近隣市町消防機関 |

② 実施内容

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

表 1.2.4 救助救護活動の内容

| 項目 | 実施内容 |
|----------|--|
| 救出班の派遣 | <ul style="list-style-type: none"> 実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する |
| 医療チームの派遣 | <ul style="list-style-type: none"> 負傷者の救護は、日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する |
| 救護所の開設 | <ul style="list-style-type: none"> 重軽傷者の救護は、原則として町内に応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る |

(4) 救急、搬送

消防本部が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

(5) 遺体の収容

原則として町が遺体一時保存所、検案場を設置し、収容する。遺体の処理については、「第2編 第2部 第19章 行方不明者対策及び遺体収容計画」に基づき次の通りとする。

町が遺体を処理する場合は、次の通りである。

① 町が遺体を処理する場合

以下の場合、町が遺体を処理することができる。

- (ア) 災害による社会混乱のため遺族等が遺体の処理を行うことができない場合。
- (イ) 災害救助法適用市町村以外の市町村に漂着した場合。
- (ウ) 遺体取り扱い規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第299条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の遺体検視（見分）終了後、警察当局から遺族または市町村等の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合。

② 遺体の安置

大規模災害の発生に備えて、町は体育館、倉庫等の施設から遺体安置場所を選定し、管理者と遺体安置場所としての使用についてあらかじめ協定を結んでおく。

③ 遺体の処理内容

遺体処理の内容は以下の通りとする。

- (ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理。
- (イ) 遺体の一時保存。
- (ウ) 災害対策本部長は、死体処理票（資料編：資料第5）を作成の上で、納棺し名及び番号を記載した氏名札を棺に貼付する。
- (エ) 検案。

④ 限度額

遺体処理に関する費用の限度額は以下の通りとする。

- (ア) 3.の（ア）による処理に要する費用は、遺体一体あたり3,500円以内（災害救助法令和3年度基準）とする。
- (イ) 3.の（イ）による処理に要する費用は、既存建物を利用する場合は当該施設等の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり3.3㎡範囲内で3.3㎡につき5,400円以内（災害救助法令和3年度基準）とする。
- (ウ) 3.の（ウ）による処理に要する費用は、救護班によれない場合に限り、当該地域の慣行料金の額以内とする。

⑤ 遺体処理期間

災発の日から10日以内とする。

(6) 交通規制

警察本部は、被災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

(7) 広報**① 実施機関**

その他の地域の場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、当該航空運送事業者、被災市町村及び警察本部等が実施する。

② 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、または広報車の利用及び広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者及び地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

(ア) 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し。

(イ) 避難の指示及び避難先の指示。

(ウ) 地域住民等への協力依頼。

(エ) そのほか必要な事項。

(8) 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、羽田空港検疫所や成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、的確に応急対策を講じる。

防疫及び清掃については、「第2編 第2部 第16章 防疫・保健衛生計画」に基づき次の通りとする。

① 実施方法

(ア) 伝染病患者、または保菌者の早期発見に努めるとともに、隔離、収容、その他の予防措置を行う。

(イ) 消毒について指導、または指示を行う。

(ウ) 伝染病患者が発生した場合、伝染病隔離病棟等に収容する。

(エ) 防疫上必要と認める場合は、臨時の予防接種を行う。

(オ) 常に防疫情報の収集に努め、医療、器具、医薬品等防疫資材の確保に努める。

(カ) 地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

(キ) 防疫用薬剤は、町内の薬剤取り扱い業者から、緊急調達するとともに、県に対し、薬剤・器具等の調達、あっせんを要請する。

② 機器及び車両**(ア) 噴霧器**

大規模災害を想定し、町内業者と協定を結び、応援体制を整える。また、器材の一括保管に努める。

(イ) 車両

車両は、原則的には、町有車両を利用する。

③ 防疫用薬剤等の調達

防疫用薬剤は、町内の薬剤取り扱い業者から、緊急調達するとともに、県に対し、薬剤・器具等の調達、あっせんを要請する。

4. 応援体制

被災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応する。

表 1.2.5 各機関の応援体制

| 機関名 | 役割 |
|---------------------|--|
| 当該航空運送事業者等 | 人員及び物資の派遣及び調達 |
| 発災地以外の市町村、消防機関、警察本部 | 人員及び物資の派遣及び調達 |
| 県 | 人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整 |
| 発災地以外の医療機関 | 人員及び物資の派遣及び調達 |
| 各空港事業所 | 必要な場合の自衛隊への災害派遣要請 |
| 原因者以外の航空事業者 | 人員及び物資の派遣及び調達 |
| 成田国際空港(株) | 人員及び物資の派遣及び調達 |

表 1.2.6 防災関係機関一覧

| 機関名等 |
|-------------------|
| 航空事業者(災害原因者) |
| 国土交通省東京航空局成田空港事業所 |
| 捜索救難調整本部(東京航空事業所) |
| 東京航空交通管制部 |
| 成田国際空港(株) |
| 県 |
| 市町村 |
| 警察庁 |
| 警察本部 |
| 千葉県成田国際空港警察署 |
| 警察署 |
| 海上保安庁 |
| 千葉海上保安部 |
| 銚子海上保安部 |
| 防衛省 |
| 陸上自衛隊第1空挺団 |
| 駐留米軍 |
| 総務省消防庁 |
| 消防(局)本部 |
| (公社)千葉県医師会 |
| 地区医師会 |
| (一社)千葉県歯科医師会 |
| 地区歯科医師会 |
| (一社)千葉県薬剤師会 |
| 地区薬剤師会 |
| 日本赤十字社千葉県支部 |
| 日本赤十字社地区・分区 |
| 東日本電信電話(株) |
| (株)NTTドコモ千葉支店 |

| |
|---------------------|
| KDDI(株) |
| 東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社 |
| ソフトバンク(株) |

5. 現地災害対策本部の設置

町は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

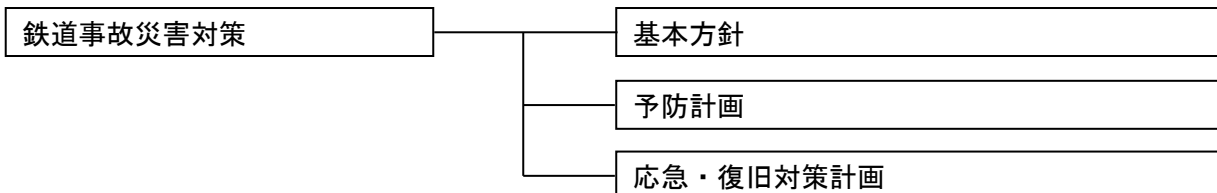
現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

町及び県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

第3章 鉄道事故災害対策

実施体制〔総務企画課、県、警察本部、消防本部、東日本旅客鉄道㈱〕

<施策の体系>



第1節 基本方針

本章は、鉄道事故による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。町内には1路線（JR内房線）、2駅（保田駅、安房勝山駅）の鉄道施設がある。

第2節 予防計画

1. 事業所による予防計画

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められており、車両や施設等に関する旅客輸送の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行う。

2. 行政等による予防計画

- (ア) 町等の地方公共団体、国、公共機関及び鉄道事業者は、鉄道災害について情報収集・連絡が行える体制の整備を図る。
- (イ) 町等の地方公共団体及び国は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、町民生活への支障や地域の孤立の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- (ウ) 町等の地方公共団体、国、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等、踏切道の改良に努める。

第3節 応急・復旧対策計画

1. 応急活動体制

町は、鉄道事故に際して、県、国及び関連する防災関係機関と緊密に連携し、発災後速やかに情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

町における災害対策本部等の配備基準は次の通りである。

(1) 情報収集体制

鉄道事故により被害が発生または発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部

鉄道事故により重大な被害が発生した場合で、町長が必要と認めたとき

2. 情報収集・伝達体制

発見者等からの通報があった場合、消防本部等は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

なお鉄道事故情報等の連絡体制は、次のとおりである。

(1) 鉄道事故情報等連絡系統

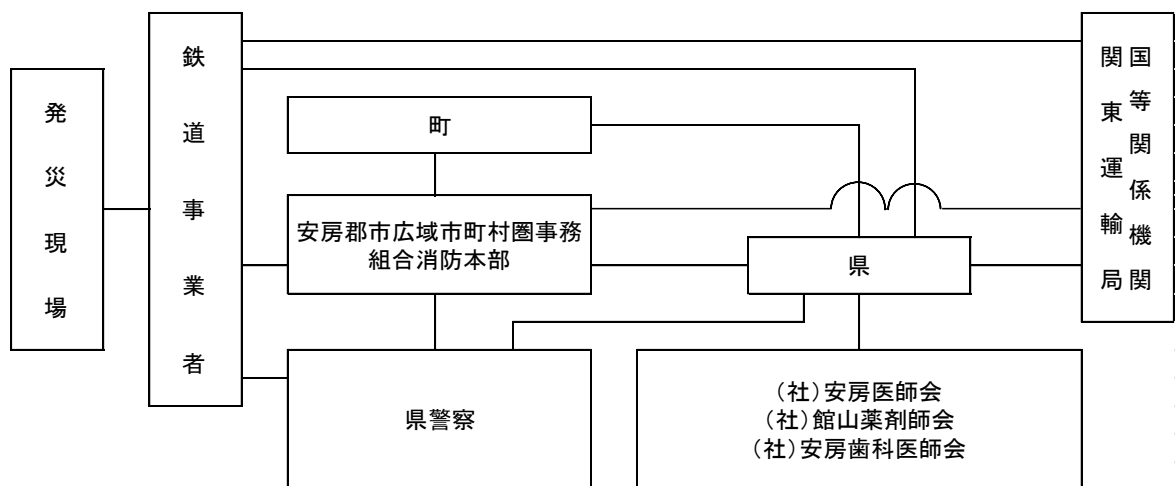


図 1.3.1 鉄道事故情報等連絡系統

(2) 関係機関連絡先

表 1.3.1 関係機関連絡先①

| 関東運輸局 担当課 | 防災無線 電話 | 防災無線 FAX | 一般加入電話 | 一般加入 FAX |
|--------------|------------|-------------|--------------|--------------|
| 総務部総務課 | - | - | 045-211-7269 | 045-212-2017 |

※鉄道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全指導課
(一般加入電話：045-211-7240)

表 1.3.2 関係機関連絡先②

| 鉄軌道事業者 | 防災担当課 | 防災無線電話 | 防災無線FAX | 一般加入電話 | 一般加入FAX |
|--------------------|--------------|---------|---------|--------------|--------------|
| 東日本旅客鉄道(株) 千葉支社 | 運輸部指令 | 640-721 | 640-722 | 043-254-3258 | 043-254-3285 |
| | 鋸南町 総務企画課 | - | - | 0470-55-4801 | 0470-55-1342 |

3. 相互協力・派遣要請計画

鉄道事業者、町、県が行う相互協力・派遣要請に関して次のとおり定める。

- (ア) 鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
- (イ) 町及び県等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (ウ) 町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をすよう求める。

4. 消防活動

鉄道事業者、消防本部が行う消防活動を次のとおり定める。

- (ア) 鉄道事業者は、事故発災直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- (イ) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

5. 救助・救急計画

鉄道事業者、町、医療機関が行う救助・救急活動を以下のとおり定める。

- (ア) 鉄軌道事業者は、事故発災直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- (イ) 町は、必要に応じて、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助・救急活動のための資器材等を協力等により確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
- (ウ) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6. 交通規制

警察本部は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図り、町はこれに協力する。

7. 避難計画

町及び警察本部等が行う避難・誘導について以下のとおり定める。

- (ア) 町及び警察本部等は、発災時には人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。
- (イ) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在ならびに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (ウ) 町は、必要に応じて避難所を開設する。

8. 東日本旅客鉄道（株）千葉支社による応急・復旧対策

(1) 応急・復旧対策

輸送に大きな影響を及ぼす事故等が発生した場合または、発災の恐れが予測される場合は、「運転事故応急復旧処理手続き」に基づき、対策本部・現地対策本部を設置し、迅速・確実な復旧を行

う。

事故発生時の処置

- ① 事故等が発生した場合は、併発事故の防止に努めるとともに、救助・救命を最優先に行う。
- ② 復旧にあたっては旅客の安全を第一に対処する。
- ③ 事故等が発生した場合は、警察・消防等の関係機関と一致協力して対処する。

(2) 情報連絡体制

鉄道事故情報等の連絡は次のとおりとし、大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、警察本部及び各市町村の消防機関に連絡する。

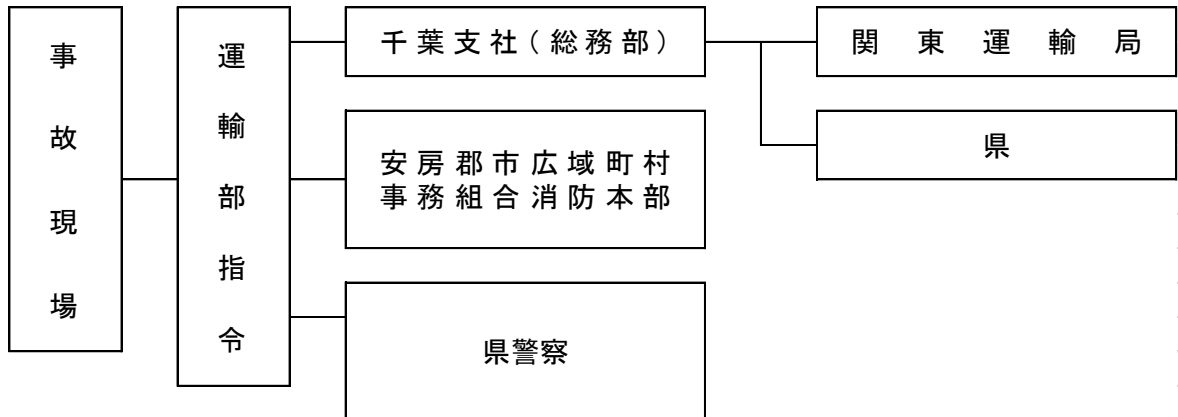
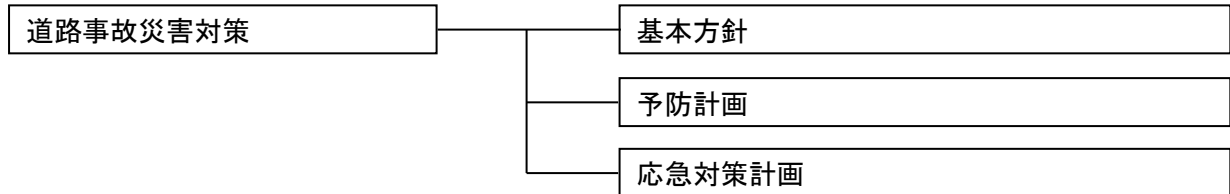


図 1.3.2 情報連絡体制

第4章 道路事故災害対策

実施体制〔総務企画課、地域振興課、建設水道課、県、警察署、消防本部〕

<施策の体系>



第1節 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

本章の計画の対象となる道路災害は、トンネルの崩落、橋りょうの落下、斜面及び擁壁の崩落ならびに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

本計画の対象となる災害は次のとおりとする。

- トンネルの崩落
- 橋りょうの落下
- 斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災
- 危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等

第2節 予防計画

1. 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

道路構造物の被災を未然に防止するため、平時において次の措置を講じる。

(1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生する恐れのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平時においても道路構造物の点検を行う。

各機関の実施する業務の詳細は次のとおりである。

表 1.4.1 道路構造物の点検

| 実施項目 | 実施者 | 実施内容 |
|---------|-------|--|
| 危険箇所の把握 | 道路管理者 | <ul style="list-style-type: none"> 管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の決壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく 危険箇所はもとより、道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る 災害の発生する恐れのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する |
| 危険箇所の改修 | 道路管理者 | <ul style="list-style-type: none"> 異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する |
| | 県 | <ul style="list-style-type: none"> 町道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う 土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する |
| | 町 | <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する |

※道路管理者：県、町などをいい、機関によって実施内容のすべてを行うわけではない。

(2) 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平時から応急復旧資機材を保有しておく。

2. 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

輸送事業者は、危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称、及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

第3節 応急対策計画

1. 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

(1) 情報の収集・伝達

① 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、警察本部、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告する。

② 情報連絡系統

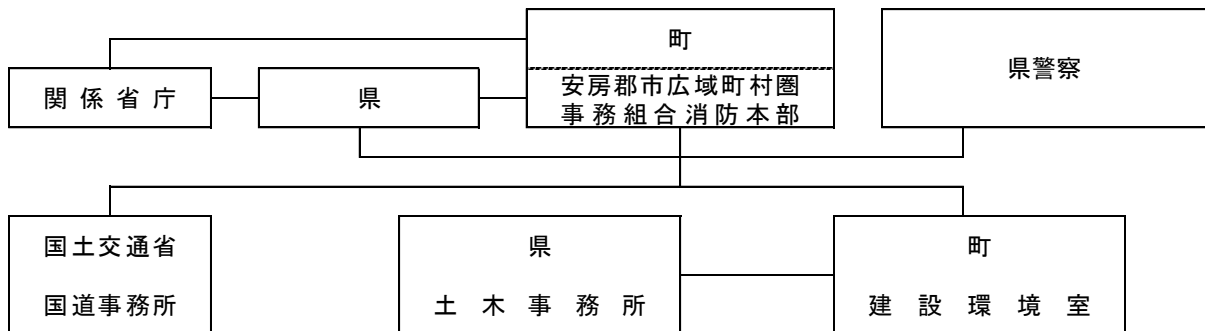


図 1.4.1 情報連絡系統

2. 応急活動

(1) 応急活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執る。

町は、道路事故に際して、県、国及び関連する防災関係機関と緊密に連携し、必要に応じ災害対策本部等の配備体制をとる。

町における災害対策本部等の配備基準は次の通りである。

① 情報収集体制

道路事故により被害が発生または発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき

② 災害対策本部

道路事故により重大な被害が発生した場合で、町長が必要と認めたとき

(2) 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は次のとおりである。

表 1.4.2 応急活動体制

| 実施項目 | 実施者 | 実施内容 |
|------|-------------|--|
| 警戒活動 | 道路管理者及び警察本部 | <ul style="list-style-type: none"> 道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため道路災害の発生の恐れがあると認められるときは、道路の交通規制を行う 通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者ならびに地域住民に広報する |

| | | |
|------|---------|--|
| 応急活動 | 道路管理者 | <ul style="list-style-type: none"> • 二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する • 障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う • 復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する |
| | 県及び警察本部 | <ul style="list-style-type: none"> • 町の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分図れない恐れがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う • 警察本部は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに道路管理者及び消防機関等と協力して被災者の救出救助活動を行う |
| | 町及び消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> • 消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置をとる • 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び町では十分な応急対策が実施できないときは、周辺の消防機関及び他の市町村に応援を求める • 県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する |

3. 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施する。

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達する。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施する。

(3) 交通規制

道路管理者及び警察本部は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

(4) 避難

町及び警察本部は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

(5) 広報

町及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報または被害拡

大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報する。

※危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。